

土地区画整理法第 76 条事務手続要領の新旧対照表

現行	改正案
<p>1～3 (略)</p> <p>4 法第76条許可申請            (1) 申請者と申請書                ア 申請者                    申請者は、<u>施主</u>とする。                    代理人は、<u>施主</u>が委任した者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>【様式】 (別添) 図書一覧の表中及び注釈            ■使用<u>権限</u>を有することを証明する文書〈注2〉            ■注2 <u>申請者と土地所有者が同一人物でない場合は必要 (土地使用承諾書など)</u></p> <p>■注4 その他、市が審査に必要である場合には、必要な書類を添付するものとする。</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 法第76条許可申請            (1) 申請者と申請書                ア 申請者                    申請者は、<u>申請地の使用権原を有する者</u>とする。                    代理人は、<u>申請地の使用権原を有する者</u>が委任した者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 標準処理期間</u>  <u>標準処理期間 (補正や書類不備が一切ない場合における、申請が許可されるまでの標準的な期間をいう。)</u>は21日間とする。</p> <p>(以下略)</p> <p>【様式】 (別添) 図書一覧の表中及び注釈            ■使用<u>権原</u>を有することを証明する文書〈注2〉            ■注2 <u>申請者が申請地について使用権原を有することを証明する書面を添付すること。</u>  <u>(例) 仮換地指定通知書、仮に権利の目的となるべき宅地指定通知書、土地使用承諾書、賃貸借契約書、使用貸借契約書、使用承諾を示す書面、保留地売買契約書・引渡しを示す書面、施行者管理地の使用許可書 等</u></p> <p>■注4 その他、市が審査に必要である場合には、必要な書類を添付するものとする。  <u>(例) 組合施行の場合での検査済証 (審査基準 1 (5) による。)</u></p>